（発行年月の記載なし。2018年3月の事前質問事項採択の直前と判断される。障害者権利委員会のサイトでは、提出期限日は2018年2月5日となっている。）

**フィリピン　初回審査　事前質問事項前　DPOのパラレルレポート**

**(JD仮訳)**

フィリピンの初回報告に関連して提案する質問事項

Proposed List of Issues in relation to the initial report of the Philippines

国連障害者権利条約に関するフィリピン連合

Philippine Coalition on the U.N. Convention on the Rights of Persons with Disabilities

連絡先： philcoalitioncrpd@gmail.com

多様な障害をカバーするこの連合は、全国の10万人以上の障害のあるフィリピン人を代表している。 全国レベルの連盟、地方の障害者団体、テーマ別同盟で構成されている。2011年に、国連障害者権利条約の政府による実施に関する2013年のパラレルレポート\*を作成するために結成された。それ以来、政策改革、サービスへのアクセス、アクセシビリティ、政府支出および予算など、地方、国内、国際レベルで、すべての障害のある人の権利のために積極的かつ目に見える形で働きかけを行ってきた。

フィリピン障害者同盟　Alyansa ng May Kapansanang Pinoy

権利擁護センター　Center for Advocacy

盲人学習・生活財団　Learning and Livelihood Foundation of the Blind

フィリピン盲ろう者支援協会　Deafblind Support Philippines

ろう教育協議会　Deaf Education Council

障害者公務員労働組合Government Union for the Integration of Differently-Abled Employees

フィリピン障害者カプティナン(闘争組織)NCR　Katipunan ng May Kapansanan sa Pilipinas NCR

ラスピニャス（マニラ首都圏の都市）障害者連盟　Las Pinas PWD Federation

聖域の命　Life Haven

エンパワーした視覚障害女性全国団体　Nationwide Organization of Visually-Impaired Empowered Ladies

フィリピン視覚障害者マッサージ業会議所　Phil Chamber of Massage Industry for Visually Impaired

フィリピンろう者資源　PDRC/ Deaf Resources Philippines

フィリピン慢性疾患患者同盟　Philippine Alliance of Persons with Chronic Illness

フィリピン障害女性同盟　Philippine Alliance of Women with Disabilities

発達障害・学習障害のあるフィリピン市民の会　Philippine Association of Citizens with Developmental and Learning Disabilities

フィリピンろう者連盟　Philippine Federation of the Deaf

フィリピン乾癬の会　Psoriasis Philippines

心理社会的障害者インクルーシブ・フィリピン　Psychosocial Disability Inclusive Philippines

パンラカ（フィリピン第4地域の障害者権利擁護団体） PUNLAKA

階段のない家(障害者通所施設)　Tahanang Walang Hagdanan

ビジョナリー　VISIONARIES

女性の経済社会進出への飛躍　Women’s Leap to Economic and Social Progress

\* パラレルレポート2013を参照（<http://crpdparallelreport.net.ph/?p=8>）

**A. 目的、一般義務、一般原則（第1条～第4条）**

**目的（第1条）**

*全国障害者問題評議会（NCDA）の冗長で非効率的な取り組みでは、1992年に制定された時代遅れの障害者のマグナカルタの医学的な視点と障害の定義が引き続き使われている。このため、女性のマグナカルタなどの法律や、社会保障制度、医療サービス、児童保護などの他の多くの機関の政策も、この視点と定義を採用している。*

*全国障害者問題評議会は、毎年開催される医学観点の「全国障害予防・リハビリテーション週間」や、「知的障害児週間」などの祝賀行事を依然として推進し、そこに多額の費用を費やしている。*

1. 障害と障害者の定義について、フィリピンの法律／政策と障害者権利条約とを調和させるためにとられた国の措置、特に全国障害者問題評議会（NCDA）による措置について説明してください。

**定義（第2条）**

*これまでのところ、障害のある人に利益をもたらす総合的でインクルーシブな差別禁止法を制定するための全国障害者問題評議会からの目に見える支援はなく、この方向を継続的に目指すための支援すらなかった。時代遅れの1992年の障害者のマグナカルタとその修正版は、障害者権利条約に準拠していない重大な条文をまだ残している。*

*現在進行中のジプニー(訳注　フィリピンの乗り合いタクシー)のデザイン近代化事業を含む公共交通機関などのサービスへのアクセスは、国主導のユニバーサルデザインを考慮していない。2016年のクローズドキャプション法は、聴覚障害のある子どもの3％未満しか読み方を知らない中で、ろうの視聴者に不適切に押し付けられた。公的文書のアクセシブルな様式はほとんど常に利用できず、政府のウェブサイトのうちアクセシブルなものはごく一部にすぎない。*

2. この条約の「差別」、「合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」、「コミュニケーション」、 「言語」の定義が、どの程度すべての政府機関で採用・理解され、立法活動、政策声明、事業、活動の指針となっているか、述べてください。

**一般原則（第3条）**

*全体的に、独立法人を含む政府のすべての省庁や機関は、計画、運営、支出において依然として変化していない。インクルージョンは、表面的で、周辺的で、一貫性がなく、いくつかの種類の機能障害のためだけに形だけの見せかけの行動をとっており、典型的には感覚的な障害や知的障害のある人たちを除外している。全国障害者問題評議会は、基本的には事務局としての機能を果たしていることを認めており、指導を求めた他の機関や人権委員会に対して障害者権利条約に準拠した明確な助言は示せていない。*

3. 　　 本条約の各原則が、特に全国障害者問題評議会の指導に沿って、政府の各省庁によってどのように採用／理解され、立法、 政策声明、事業、活動に影響してきたかを説明してください。

**一般的義務（第4条）**

*監査委員会が調査結果を毎年公表しているにもかかわらず、社会福祉開発省（全国障害者問題評議会を通じて）、予算管理省、議会収用委員会は、政府機関が10年間通して年間予算の少なくとも1%を障害のある人のために支出することを義務づけるこの重要な法令化された指令の影響を評価し、報告したことがない。本連合の調査では、機関間の差があり、回答率が非常に低いが、この政策は10年間事実上実施されていないとしている[1]。*

4. 利用可能な資源を最大限に活用した漸進的な実現が、教育、医療・保険へのアクセス、公共交通へのアクセス、メディア、貧困削減、社会保護の分野で、どのように障害のある人のために適用されたかを示す具体的なデータを提示してください。また、その他のすべての権利については直ちに国の責任を果たしたことについて示してください。

5. 法定により最低1％の（訳注　1%を障害のある人のために使うという）の機関予算の計上が終了し、現在の質的使命に変更された後、すべての障害のあるフィリピン人の人権の完全実現がどのように促進されたのか、具体的に説明してください。

*かろうじて行われはしたものの、障害者団体との非生産的で偏った形だけの「協議」が繰り返されてきた。その「協議」の典型例は、2016年と2017年の教育に関する全国サミット、2015年以降の精神保健法案に関する立法審議[2]、数百人のろう者の裁判のための通訳制度の構築に関する過去12年間の全国障害者問題評議会との「対話」[3]などである。*

6. 国レベル（立法手続きなど）と地方レベル（地方自治体の予算編成や財政など）において、政策決定活動に障害のある人が完全かつ効果的に参加していない、あるいは実際には参加していないという深刻な欠落について説明してください。

**B. 具体的な権利（第5条～30条）**

**平等及び非差別（第5条）**

*これまでのところ、障害のある人に対する差別的な法律や障害者権利条約に準拠していない法律の改正や廃止には、以下のようなものがあるが、取るに足らないか、全く進展がなかった。障害者のマグナカルタにおける違反の訴追[4]。契約と相続に関する民法の条文。後見に関する裁判所規則。婚姻無効に関する家族法。レイプ防止法。インフォームドコンセントに関する精神保健法案の進行中の審議[2]。そして「胎児の機能障害」を理由とした中絶の例外に関する刑法の改正など。障害のある人に対する差別的で障害者権利条約に準拠していない法律の改正や廃止については、これまでのところ、ほとんど進展が見られない。*

7. 　　障害を理由にした差別をしている法律、政策、慣行を改正した具体的な結果を挙げてください。また、特に雇用、教育、医療、交通、公共住宅での差別がどのように起訴され、罰せられ、是正されたかを明らかにした年間の事例データを挙げてください。

8. 　行政における合理的配慮の推進についての理解と実行の程度を示す情報を提供して下さい。特に合理的配慮の否定が、認定され、起訴され、罰せられ、是正された事例を挙げて、政府機関の使命となっていることを示してください。

**障害のある女性（第6条）**

*フィリピン女性委員会は、1997年強姦防止法の改正事項に、特に障害のある女性や少女に差別的な規定を含めておらず（訳注　改正しようとしておらず）、また、女性のマグナカルタの中の障害のある女性の社会的保護のための規定を監視していない[5]。ろうの未成年者のレイプ事件に関するCEDAW(女性差別撤廃条約)委員会／選択議定書[6]に対する国の対応が長引いているのは、機関間コアグループ内での合意の欠如と、ドゥテルテ大統領の現政権が示した困難[7]によるものであるとフィリピン女性委員会は説明している。*

9. レイプ防止法と女性のマグナカルタの改正と完全実施のための国の予算とスケジュールを説明してください。また女性差別撤廃条約の選択議定書に基づくろうの未成年者のレイプ事件に関する「R」の個人通報に関する期限切れの国の公式な対応と制度改革のための行動について説明してください。

*フィリピン女性委員会の活動への障害のある女性の継続的で効果的な参加は、これまでない。ジェンダーと開発のために政府機関の年間予算の5％を支出するという規定については、体系的な活用と監視が行われていない。*

10. 予算データやその他の証拠を通じて、障害のある女性と少女の効果的な参加の状況を示してください。特に、司法、教育、性と生殖の健康やその他の医療サービス、雇用、災害リスク軽減へのアクセスの権利の促進と実現のためのフィリピン女性委員会や他のすべての政府機関の事業や活動に、彼女らがどのようにかかわっているかを示してください。

**障害のある子ども（第7条）**

*障害のある子どもや若者は、1974年児童・青少年福祉法[8]のような時代遅れで障害者権利条約に準拠していない法律や、特別教育からインクルーシブ教育への制度転換がほとんど行われていない状況にいまだに直面している。*

*今日まで、特に教育、保健、社会保護の分野で障害のある子どもに影響を与える、国が定めた社会的保障基盤（Social Protection Floor）はいまだに存在しない。児童福祉審議会、全国青年委員会、全国障害者問題評議会の努力は、ほとんどが散発的でインクルーシブではなく、暴力との闘いを含め、障害のある子どもや若者の様々なニーズに対して、（あったとしても）ほとんど長く続く影響を与えていない。*

*特筆すべきは、給食事業の利用者に関する国の報告の266項は、実際には「すべて」の子どもの数であり、実際にこれらの保育所に何人の障害のある子どもがいるのか、さらには本当にこのプログラムの恩恵を受けているのかどうかを示すデータは公表されていないことである。267項に記載されている組織は、大部分が保護者の取り組み、努力、資源であり、（あったとしても）取るに足らないほどの持続的な国の支援しか受けていない。*

11. 障害のある子どもへの質の高いアクセス可能なサービス、虐待や暴力からの総合的な保護と法的救済、社会経済的権利に関する十分な情報などを、国として十分かつ適切に提供するための措置を示してください。

12. 障害のある子どもとその代表組織が、差別的な法律や、教育や災害リスクの軽減・管理を含むデータ、政策、実践の欠陥に対処するための、資金、スケジュール、持続的で制度化された参加の具体的なしくみを説明してください。

**意識の向上（第8条）**

*全国障害者問題評議会は、その努力と支出を、特定の行政区の特定の事業所のみの意識向上に偏って集中させ、主に「感受性訓練」と年1回の個別機能障害のグループの「祝賀会」と「障害予防」に集中させ、障害のある本人（特に農村部の）の能力開発をないがしろにしてきた。*

13. 障害のある本人に対して、その能力を高め、障害のある人の多様性、および障害のある人に関係する国や地域の公私の問題についての理解を深めるために行われている、質的・量的な国の取り組みについて説明してください。

**アクセシビリティ（第9条）**

*数十年前から現在に至るまで、放送メディア、警察署、裁判所、病院、災害管理機関、選挙運動などで、ろう者コミュニティの通訳のニーズが無視されてきたことは明らかである。これは、アクセシビリティ法がまだ改正されていないこと、全国障害者問題評議会や人権委員会の活動でさえも、全くCSO(市民団体)のボランティア通訳者に依存していることに表れている。*

*立法者は、これまで国会で裁判所通訳法案、およびテレビ通訳法案を制定しなかった。そして、包括的にアクセシビリティに対処するフィリピン手話言語の現在の法案を優先的に扱っていない。*

14. すべての障害のある人のためのこの条約のアクセシビリティの義務を、これ以上遅れることなく制定し、予算化し、実施するための決定的かつ包括的な立法計画を提出してください。

15. 公的機関と民間機関のアクセシビリティ違反の訴追結果のデータを提供してください。

**生命に対する権利（第10条）**

*2010 年以降、レイテ州、カガヤン・デ・オロ市では台風（ハイヤンなど）や洪水、ザンボアンガ市やザンボアンガ・シブガイ州では武力紛争や包囲戦の中で、特に発達障害のある子どもや若者が溺死したり、死亡したりしている。*

*特筆すべきは、国の報告の64項で、中絶の問題が、「胎児の障害」に関連していることを理解していないことをさらけ出していることである（第5条参照）。司法省が提案している刑法案で検討されている中絶という犯罪行為に対する正当な例外として「胎児の障害」があげられている。(訳注　この64項では、刑法で中絶が違法とされていることだけを紹介していた。)*

16. 災害、武力紛争、その他すべての状況下での障害のある子どもを含むすべての障害のある人の死を回避するための国の事業、資金調達、スケジュールの作成または具体的な改善について説明してください。

**危険な状況と人道上緊急事態（第11条）**

*2017年のラナオ・デル・スール州のマラウィ戦の、銃撃と混乱の中心に取り残された多くは、障害のある人であった。*

17. 差し迫った人災や自然災害に対する災害リスク管理評議会の活動のインクルーシブな指標に示されているように、仙台枠組みの文脈を含め、すべての障害のある人の安全を確保するための国の事業、予算、スケジュールの策定または具体的な改善について説明してください。

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

*全国障害者問題評議会は、提案された精神保健法の審議に出席しなかったか、*障害者権利条約*に準拠した意見を提供しなかった[2]。人権委員会とその障害担当コミッショナーは、冗長な「協議」を招集したが、障害者団体(DPO)によって示された広範なニーズには全く対応していない。具体的には、提案されている精神保健法案については、ほぼ独占的な精神科医／心理学者の集まりであることが判明した2016年の「患者」協議[9]に障害者団体を実質的には騙して参加させていた。人権委員会によるはるかに遅れた声明は、これらの法案の国会委員会の承認がすでにあった後に初めて出された。*

*現在国会で審議中の、国会委員会が承認した精神保健法案の内容は、次のことを承認している［2]。「法的能力の障害または喪失」の見方、これらのための機能テスト、意思決定の支援の選択的な提供、実質的に代理の意思決定者として活動する「法的代理人」、「精神科の緊急事態」とみなされる間の自由なインフォームドコンセントへの例外。*

18. 提案されている精神保健法が、進行中の審議の結果、どのようにして「条約」の基準、および「法的能力」に関する一般的意見1号に完全に準拠することになるのかを記述してください。また、2016年の「包括的な国家精神保健事業の改正運用枠組」[10]の遵守状況を、裏付けとなるデータを提示しながら評価してください。

**司法へのアクセス（第13条）**

*国の報告の77および78項に記載されている司法へのアクセスに関する省庁間プロジェクトが、実際に 障害のある人に利益をもたらしたというデータは全くない。*

*これまで、市民社会[3]やCEDAW選択議定書[6]を通じた「R」の個人通報によって記述されている何百ものろう者の事例は、国の報告の79-82項に示されている、国の措置とその実際の遂行と適切性・有効性に関する主張の誤りを示している。全国障害者問題評議会は、手話言語通訳に関する司法省の方針がないことが、長年にわたる国家によるろう者の権利侵害の根源であることをいまだに理解できない。何年もの間、司法省の障害担当者に照会された多くのろう者のケースは、ほとんどおざなりの対応か、無視のどちらかであった。*

19. 次のことを示してください。貧困者の司法へのアクセスプロジェクト、およびEUのフィリピン司法支援事業の障害のある人への影響。起訴および裁判後のすべてのろう者の訴えに占める、任命され報酬が支払われた手話言語通訳者の割合。CEDAW 選択議定書を通じたレイプに関する「R」の個人通報で提起された法制度・司法制度の改革の必要性。

**身体の自由及び安全（第14条）**

*現在、国会の両院で承認されている精神保健法案には、精神保健施設への強制収容に関する章が含まれている。現行の古めかしいフィリピン**精神障害者入院手続裁判所規則101条[11]には、非自発的拘留の手続きが含まれている。*

20. 次のことを示してください。フィリピンの精神障害者入院手続裁判所規則101 条を廃止する目標期日、および提案されているすべての法案において、すべての障害のある人が自由を享受する権利を確保するための措置。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

*現在、国会の両院で承認されている精神保健法案には、「精神医学的または神経学的な緊急事態」時の非自発的治療に関する条項が含まれている[2]。*

21. 国、地方、地域の精神保健施設における障害のある人に対する電気ショック療法、物理的または化学的拘束の広がりを、性別、年齢、機能障害別に分けて述べ、これらの現行慣行を止めるための措置を示し、これらの行為を法案から除外してください。

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

*公立／私立学校の男性教師や校長に虐待されたり、レイプされたり、性的暴行を受けたりした十数人のろうの少女や少年が、他の種類の障害のある子どもたちとともに、何年にもわたって、教育省に申し立てられた行政上の苦情は、何年にもわたって、耐え難いほどゆっくりと進行しているか（あるいは全く止まっているか）、隠蔽されているか、あるいは校長が意図的に無視しているかのどちらかである。*

*公立学校内で障害のある20人の子供たちを虐待/暴行した教師に対する行政上の苦情の現在の集団事案では、苦情の数時間以内に完了した報告を求めている教育省の児童保護方針にもかかわらず、ほぼ1年間何の行動も取られていない。私立学校での別の苦情では、加害者は教育省の調査を受けず、現在は別の地域の聾学校に転勤している[12]。*

22. 公立・私立学校における教職員、校長、職員による暴力に対して障害のある児童生徒が訴えた行政上の苦情と、その状況や結果についてデータを提供してください。これらの苦情に対する時宜を得た対応、被害者への支援、あらゆる形態の暴力や虐待の防止に関する情報発信などを確実にするための方針と仕組みを示してください。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

23. 電気ショック療法と神経弛緩薬の使用が、どのように精神科医の学術カリキュラムや専門的な訓練に組み込まれているのか、また、公共/民間の医療施設での、障害のある女性や子どもを含めた人々へのその使用について説明してください。さらにこれを「条約」の遵守へと転換する計画を示してください。

24. ろうの子どもを持つ親（とくに寄贈された人工内耳を受けた貧困者）が、言語発達と教育の選択肢に関するカウンセリング、バランスのとれた、十分に研究された情報をどれだけ受けているかを説明してください。

**移動の自由及び国籍についての権利（第18条）**

*過去数年の間に、障害のある人（約半数はろう者）による航空旅行に関する苦情・事例が十数件あり、その中には、聞こえる同伴者がいないことを理由に、国内線で10人のろう者グループを降ろした事例も含まれている。国の航空機関や航空局は、障害のある人が航空会社や発券機関との間で遭遇した問題を監視・改善する方針を持っていない[13]。*

25. 障害のある人が、障害を理由に航空、陸路、または海路での国内および国際的な旅行を禁止されたことを訴えたすべての苦情の結果に関するデータを提供してください。また、政策改革および規制のための計画を提供してください。

**自立した生活及び地域社会への包容（第19条）**

26. 都市部・農村部で自立した生活を送るための、機能障害、性別、年齢の違いに対応した、パーソナルアシスタンスや手話言語通訳の提供など、あらゆる支援サービスを実施するための計画、スケジュール、予算について説明してください。

**個人の移動を容易にすること (第20条)**

*国の報告では、国からの援助を受けていない市民団体の寄付や成果（122、123項）を挙げている。*

*運転免許証の発行統計が報告されている（124項）が、陸運局の指令[14]は、障害のある人、特にろう者を実際に差別しており、試験に合格し、すべての要件を満たしているにもかかわらず、運転免許証の発行が保留されている［15］。*

27. 運転免許証の発行政策、および移動補助具、装置または機器の提供（都市部と農村部における予算の利用状況に関するデータを提示しつつ）に関して、移動の権利を他の人と同等に尊重するための国の取り組みを示してください。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

*国の報告（135項）は、フィリピン手話言語（法律で使用が義務付けられている）と音声言語対応手話（artificial signing）の違いについての理解不足を明らかにしている。テレビ手話通訳挿入に関する法案は過去の国会では制定されておらず、フィリピン手話言語の包括的な承認に関する現在の法案に対して、全国障害者問題評議会は支持しておらず、不信感さえ持っている。*

28. 立法手続き、選挙活動、法廷訴訟、警察の捜査、教育指導、健康フォーラム、ニュースや広報放送、就職説明会などの公式な交流において、フィリピン手話言語、および点字を含む他のアクセシブルなコミュニケーション様式や技術の使用を国が促進するために利用された予算データを提供してください。

**プライバシーの尊重（第22条）**

29. 新生児検診、障害者手帳の登録、地域に根ざしたリハビリテーションプログラムへの参加など、公共サービス、取引、活動における障害に関するデータのプライバシーを保護するための措置について記述してください。

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

*幼児期の保育と発達の家族支援事業の包括性（国の報告142～144、146項）は、公表されているデータでは裏付けられておらず、現場でも経験されていない。*

30. 障害のある子どもの養育に関する情報および支援のための国の措置、支出、統計の包括性、レスパイトケア、後見人または養子縁組、および隠蔽、遺棄、ネグレクトへの対応に関するデータを提示してください。また、障害のある人の強制不妊手術の事例に関するデータを提供してください。

**教育（第24条）**

*当連合の教育省に対する調査では、次のようなことが明らかになっている。特別教育センターへの補助金を受けることを正当化するために、障害のある子どもの入学者数を水増ししていること[16]、法律で定められたフィリピン手話言語の使用を事実上実施していないこと[17]、学校の校長、児童保護政策部門および地域事務所による露骨な違反行為（第17条参照）、現在国会で行われているインクルーシブ教育に関する非常に貧弱な、あるいは間違った提案、障害のある子どものための支出がすでに低い上に、後退的な予算削減（2018年は5億4400万ペソ）が行われていること（2011年：国家予算全体の0.05％、GDPの0.009％）[16]。特筆すべきは、国の報告の159、161-164、171、175、177項では、「特別教育」の文脈が繰り返し記述されており、教育省が条約で義務付けられているインクルーシブ教育の本質を理解していないことを示している。2017年の報道発表では、「インクルージョン」は、自己完結型／特別クラス、巡回(訪問)教育、リソースルーム、引き抜き（pull-out）、統合／主流化とともに、指導プログラムとしてあげられている。2016年と2017年の国の教育機関による教育サミットでは、特別教育からインクルーシブ教育への移行を十分に盛り込むことはもちろん、示すことすらできなかった。*

31. フィリピンの教育システム全体のインクルージョンを明確に示すデータを提示してください。その際、改修された／新しい校舎の物理的環境、カリキュラム、指導、教材における情報とコミュニケーションの、ユニバーサルデザインと完全アクセシビリティに関わる証拠をつけてください。

32. 効果的な改革のための方策を示してください。とくに、完全なインクルージョンを確保するための教育のすべてのレベルのガバナンス、予算、管理。また、障害のある教師や職員の雇用を含む調達、そして隔離された教育からインクルーシブな教育へと制度を変革するための資源の移転。

33. 次のことを説明してください。障害のある子どものための教育省の不正な支出や後進的な支出に対処する監視の仕組みの透明性。子どもの保護政策の完全かつ迅速な実施。教育においてフィリピン手話言語を使用する法的使命を実行するための具体的な事業と活動。立法・政策審議におけるインクルーシブ教育への経験的で明確な支援の提供。

**健康 (第25条)**

*HIV/AIDS、性と生殖の健康を含む情報資料は、通常、アクセス可能な形式では入手できず（入手不能ではないが）、これに関する進展はこれまで報告されていない。*

*当連合による単年度の推計を可能にした公開情報によると、保健省を通じて障害のある人に費やされた額は、国家予算のわずか0.04％しかない[16]。*

34. 過去 10 年間の障害のあるフィリピン人の医療・サービスに対する国の支出を、他のフィリピン人と比較して説明してください。また、この支出が、特に障害のある、貧困層、高齢者、女性、子ども、農村住民の間で、達成可能な最高水準の健康を享受する権利をどのように促進しているかを説明してください。

**ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）**

35. 暴力の被害者となった障害のある女性／子ども、業務上災害による障害のある人（国内および海外）、国内避難民、地方在住の障害のある人を含め、現在のリハビリテーション政策、センターを中心としたその他のサービスが、医療、雇用、教育、社会サービスにおいて、この権利の完全な実現にどのように貢献しているかを示すために、機能障害、性別、年齢別に集計されたデータを提供してください。

**労働及び雇用（第27条）**

*これまでのところ、すべての政府機関のすべての公共調達の10％を障害のある人のために確保する経済的自立プログラム（行政命令417）は、全国レベルおよび地方レベルで実施されていない。*

36. フィリピン開発計画（2017-2040）を含む国の政策、事業、仕組みが、どのように公共および企業部門に、法定の雇用割当と積極的是正調達(affirmative action procurement)を総合的に守らせているか、また、これらが他の人口と比較して障害のある人の社会経済状況にどの程度の影響を与えているかを示してください。

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

*国家予算における障害のある人のための支出の推定値は、社会福祉・開発省によると、同省予算の0.03％、国家予算全体の0.0007％、GDPの0.00013％に過ぎなかった[16]。*

*主要現金給付、小口融資、統合的サービス提供、社会福祉の指標開発は、一般的に障害のある人を含んでいない。国の報告の225-226, 229, 232項のデータは、実際には付随的な受益者としての障害のある人の数を示しているにすぎない。*

37. 次の情報を提供してください。国の貧困削減事業の設計、実施、監視において、障害関連費用がどのように含まれているか。現金給付、住宅、小口融資事業が障害のある人の生活水準に与えている影響。移動障害のある人以外の人が受けている補助的な社会サービス、例えば、ろう者のための手話言語通訳など。また、他のフィリピン人、特に女性や高齢者と比較して、障害のあるフィリピン人の地域的・全国的な収入・貧困状況はどのようになっているか。障害のある人の所得水準を向上させ、貧困から脱却させるために計画されている国の対策を教えてください。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

*「心神喪失者や無能者」(insane and incompetent persons)の選挙権行使資格の喪失は、フィリピンの法律では引き続き正当化されている（国の報告237項。第5条参照）。*

*選挙活動の放送や有権者教育は、障害のあるフィリピン人が十分にアクセスできるものではない。*

*障害者政党が国会で議席を獲得する上での大きな障壁に対処するための国の支援が全くないことは、取るに足らないこととされている（国の報告第250項）。*

38. 立法への参加の確保を含め、政治・公的活動のあらゆる分野で障害のある人を適格とし、継続的に支援し、関与させるための国による全国レベルおよび地方レベルでの努力の効果を示してください。

**文化的生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加 (第30条)**

*演劇、コンサート、文化祭などはほとんど参加できない。海外の競技会に参加するための国の資金援助は、パラリンピック、スペシャルオリンピックスのみに対して一般的かつ定期的に行われている。*

39. 国家文化芸術委員会、観光省、国際的なスポーツ競技会への参加者、特にろう者のすべての活動やプロジェクトにおける、あらゆる種類の障害のある人のアクセシビリティと参加に対する国の支援を示す予算データを提供してください。

*現在までに制定された基礎教育法や早期教育法は、フィリピン手話言語の使用を国に指示しているが、全く実施されていない[17]。立法手続きは、ろう者たちの長年の要望にもかかわらず、フィリピン手話言語の包括的な国家承認案を優先させていない。*

40. 教育でのフィリピン手話言語の使用に関する法律の実施と、フィリピン手話言語を国の手話言語として承認するための包括的な法律の制定のための資金調達と予定表について説明してください。

**C. 特定の義務（第31～33条）**

**統計及び資料の収集 (第31条)**

*全国人口動態・健康調査、機能的識字・教育・マスメディア調査、貧困統計、および地方自治体の経営情報システムでは、障害のある人を完全に見落とすか除外しており、国勢調査はその方法や（訳注　障害のある人の出現率の）数値の低さが依然広く論争の的になっている。*

41. 国や地方のデータベースには、障害のある人に関するデータが含まれており、機能障害の種類、性別、年齢、地理的位置、その他の適切な変数で集計されていることを証明してください。

*高齢者証や運転免許証などとは異なり、障害者証は通常、民間（銀行など）や他の政府機関（国家統計局の出生証明書申請、社会保障制度など）では、正当な「政府発行証」として認められていない。*

42. 障害者登録および身分証明書の発行に関する国の取り組みが障害者権利条約に準拠していることを説明し、この事業および身分証明書の信頼性と受容性をどのように改善すべきかを論じてください。

**国際協力（第32条）**

*当連合のデータ収集から、条件付き現金給付事業、私立教育への政府援助、EU-フィリピン司法支援事業[19]やその他のプロジェクトなど、本来は恵まれない部門を対象としているはずの、相当量から大量の額の政府開発援助が、障害のある人を偶然に対象としているか、アクセスを厳しく制限しているか、徹底的に排除しているかであることが明らかになった。*

43. すべての障害のあるフィリピン人の権利を尊重し、促進し、現実の不公平を正し、これらの援助やプロジェクトの計画、交渉、資金調達、実施のすべてに障害のある人の参加を有意義に盛り込んだ、政府開発援助の影響と包摂性を示すデータを提示してください。

**国内における実施及び監視（第33条）**

*2015年のフォーラム[20]で全国障害者問題評議会は宣言した。「我々はすでに（33条1を）遵守している」、「我々の中央連絡先は我々のプログラムポイントである」、「監視の仕組みと障害者権利条約実施が既にある場合にのみ、選択議定書を批准すべきである」、「選択議定書の批准は、人権委員会が無用であるか、効果的でないことを暗示する」。行動ステップには次のものが含まれた。監視の手段を探す、中央連絡先からの意見を得る、人権委員会を独立した監視の仕組みとして指定する大統領令を確保する。全国障害者問題評議会と人権委員会の関係については意見が分かれた。すなわち「全国障害者問題評議会と人権委員会が協力すべきかどうか」、「人権委員会は国家のために監視するべきか」、人権委員会の全体的な独立性について、意見が分かれた。*

44. 本条約の実施の程度と効果を示す国の監視の仕組みの調整と効率性について説明してください。

**＜注＞**

[1] Statement from the Philippine Coalition on the UNCRPD: On Mandatory Earmarked Appropriations for Persons with Disabilities from 2003-2012

[2] Senate Bill No. 1354. <https://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=17&q=SBN-1354>;

House of Representatives Bill No. 6452. <http://www.congress.gov.ph/legisdocs/third_17/HBT6452.pdf>

[3] Access to Justice: Case Monitoring Report by the Philippine Deaf Resource Center (2006-2012).

<https://hronlineph.com/2012/02/06/press-release-access-to-justice-case-monitoring-by-the-philippine-deaf-resource-center-2006-2011/>.

[4] Section 44.[b).1. Republic Act 7277. http://www.ncda.gov.ph/disability-laws/republic-acts/republic-act- 7277/
[5] Section 30. E. Republic Act 9710. http://pcw.gov.ph/law/republic-act-9710

[6] CEDAW/C/57/D/34/2011. 21 February 2014. https://digitallibrary.un.org/record/773056?ln=fr

[7] Philippine Commission on Women. Letter dated 6 December 2017.

[8] Chapter 2. Mentally Retarded, Physically Handicapped and Emotionally Disturbed and Mentally Ill Children. Presidential Decree 603 Child and Youth Welfare Code Art. 141 to 186. <http://www.chanrobles.com/childandyouthwelfarecodeofthephilippines.htm>

[9] Consultation and Planning Workshop with Persons with Disabilities Workshop. Commission on Human Rights. 7-8 December 2015. Patient’s Consultative Meeting. Commission on Human Rights. 27 April 2016.

[10] Department of Health Administrative Order Series 2016 No. 0039

[11] <http://www.chanrobles.com/rulesofcourtspecialproceedings1.htm#.WnWmaRRMplI>

[12] PDRC/ Deaf Resources Philippines. Case files.

[13] PDRC/ Deaf Resources Philippines. Case files.

[14] http://www.officialgazette.gov.ph/2014/02/18/dotc-administrative-order-no-avt-2015-026/

[15] Philippine Federation of the Deaf. Personal communication. 2016.

[16] CRPD compliant budget advocacy project. Philippine Coalition on the CRPD 2013. http://crpdparallelreport.net.ph/?attachment\_id=20%20

See also: Government spending and public resources for Filipinos with disabilities from 2007 to 2013: Using the UNCRPD\* as lens & guide for development. Presented at the Legislators' Forum on Disability, Manila Hotel, 31 July 2014; Asian Institute of Management <http://development.aim.edu/blog/2014/09/67-philippine-coalition-on-un-crpd-on-government-spending-for-persons-with-disabilities>

[17] Republic Act 10533. http://www.officialgazette.gov.ph/2013/05/15/republic-act-no-10533/; Republic Act 10410. http://www.officialgazette.gov.ph/2013/03/26/republic-act-no-10410/.

Deaf Education Council files.

[18] [http://deped.gov.ph/press-releases/deped-ensures-inclusive-education-learners-special-needs（本文に該当カ所なし](http://deped.gov.ph/press-releases/deped-ensures-inclusive-education-learners-special-needs%EF%BC%88%E6%9C%AC%E6%96%87%E3%81%AB%E8%A9%B2%E5%BD%93%E3%82%AB%E6%89%80%E3%81%AA%E3%81%97)　訳注）

[19] <http://epjust2.com>

[20] Forum on CRPD Article 33. Commission on Human Rights. 20 October 2015.

**(翻訳：佐藤久夫・南　由美子)**